

平成26年3月27日

お客様各位

株式会社今村建機  
静岡県富士市森島442-3  
代表取締役社長 今村 憲一郎  
TEL 0545-66-3210

## 消費税率改正に伴う対応のお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様におかれましてはご存知の通り、来る4月1日より消費税率が5%から8%へ改正されます。

これに伴い、弊社における消費税等の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げますので理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 工事請負契約を締結している場合

**消費税増税法が規定する工事請負契約の経過措置**を取らせていただきます。

**指定日前日(平成25年9月30日)以前**の工事請負契約締結分・・・消費税率5%

**指定日(平成25年10月1日)以降**の工事請負契約締結分・・・消費税率8%

### 2. 工事請負契約を締結していない場合

3月31日までの作業完了、サービス提供、物品等の引渡し・・・消費税率5%

4月1日以降の作業完了、サービス提供、物品等の引渡し・・・消費税率8%

ご請求書について

請求書が「月末日締め」以外のお客様

請求書が「月末日締め」以外のお客様におかれましては、**請求書を分割して発行**いたします。

3月のお客様の締め日までの作業完了分を税率5%で一旦締め、ご請求書を送付

4月1日～4月のお客様の締め日までの作業完了分を税率8%で締め、ご請求書を送付

請求書が「月末日締め」のお客様

3月1日～3月31日の製品等の引渡し分を税率5%で締め、ご請求書を送付

4月1日以降の製品等の引渡し分を税率8%で締め、ご請求書を送付

なお、ご依頼の集中等の理由にて、作業、サービス提供、物品等の引渡し日が4月1日以降となった場合は、消費税率8%での税率適用となりますので予めご了承下さい。

以上